

矢板市告示第129号

小学校屋内運動場空調設備整備事業に係る公募型プロポーザルについて、以下のとおり実施する。

令和7年12月16日

矢板市長 森 島 武 芳

記

1 事業名

小学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）

2 目的

本事業は、矢板市立小学校2校を対象に、屋内運動場に空調設備を整備することにより児童生徒に安心安全な教育環境を提供することを目的とする。また、民間事業者の経営能力及び技術力を最大限活用することで早期に空調設備を整備し維持管理を含めた運用コストの削減及び財政負担の平準化を図る。

3 事業内容

- (1) 屋内運動場の電気式空調機器（EHP）設置、賃貸借及び付随するその他業務
- (2) 現場調査、設計、施工、工事監理及び付随するその他業務
- (3) 保守、点検、不具合発生時の対応、修理及び付随するその他業務

4 履行場所

- (1) 矢板市立片岡小学校（矢板市片岡2095-79）
- (2) 矢板市立泉小学校（矢板市泉378）

5 事業期間

- (1) 工事期間は、契約締結日から令和8年8月下旬を予定している。
空調設備供用開始前に、試運転調整を実施する。また、試運転調整記録を作成し発注者に提出する。なお、試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準を満たしていない場合は、適切な処置を講じることとする。
- (2) 賃貸借期間は、機器設置完了日の翌月から120か月とする。
本事業における賃貸借期間は上記を原則とするが、契約締結時における協議により、上記賃貸借開始日を月単位で変更することも可とする。なお、その場合でも賃貸借期間は120か月とする。

6 提案上限額

133,320,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 参加資格要件

次の要件をすべて満たすことができる株式会社、その他法人または法人以外の団体等で、業務を適確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

- (1) 本市の令和7・8年度物品等納入入札参加資格審査申請者名簿に「その他の役務提供（N-2リース）」で登録されている者であること。
- (2) 告示日時点で関東地方（栃木県・東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・群馬県）に本店・支店又は営業所があること。

ただし、支店または営業所の場合は、当該支店または営業所において、矢板市の令和7・8年度物品等納入入札参加資格審査申請者名簿に受任者の登録がなされていること。
- (3) 過去12年間（平成25年度以降）に、国または地方公共団体の教育施設における空調設備賃貸借契約を締結した実績があり、本事業において十分な業務遂行能力があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加制限を受けないこと。
- (5) 優先交渉権者決定通知の日までの間、矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党を推薦、支持または反対する目的の団体でないこと。
- (8) 国税または地方税を滞納していないこと。
- (9) 銀行の取引停止または差押えを受けていない者であること。
- (10) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (11) その他、法令等に違反していないことまたは違反する恐れのないこと。

8 参加手続

- (1) 参加手続に係る書類については、市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。
- (2) 参加申込書類の作成に当たっては、「提出書類作成要領」を参照の上、作成する

こと。

(3) 提出場所は、下記「12 問合せ先」とする。

(4) 提出期限

令和8年1月23日（金）午後4時まで

(5) 提出方法

ア 持参または郵送での提出とする。持参する場合は、事前に担当部署へ連絡しアポイントを取った上で、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に直接持参すること。

ただし、最終日は午後4時までに持参すること。

イ 郵送の場合は、配達記録が残る方法で提出すること。

9 主なスケジュール（予定）

内容	日時
実施要領等の公表	令和7年12月16日（火）
現地調査可能日	令和7年12月23日（火） (予備日12月24日（水）)
質問受付締切	令和8年1月9日（金）
質問への回答	令和8年1月16日（金）
参加申込書類の提出締切	令和8年1月23日（金）午後4時
事前審査結果の通知 (実施した場合)	令和8年1月下旬
審査委員会の開催	令和8年2月10日（火）
審査結果の通知	令和8年2月下旬
審査結果の公表	令和8年2月下旬
契約締結（予定）	令和8年3月下旬

10 質問及び回答

(1) 本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書【様式2】に記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

電子メールの件名は「【小学校屋内運動場空調設備整備事業に関する質問】(株)○○会社」と記載すること。

下記「12 問合せ先」に記載しているメールアドレスに送信すること。なお、電話等による質問は受け付けない。現地調査時の質問も受け付けない。

(2) 質問書に対する回答は、市の公式ウェブサイトで回答する。なお、質問者の名称は公表しないものとする。

(3) 質問内容は具体的かつ容易に理解できるような表現に努めること。

1 1 その他

- (1) 提出書類が次の一つに該当したときは、審査委員会において無効・失格とする場合がある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 本公告及び提出書類作成要領記載の事項及び様式に適合しないもの
 - ウ 必ず記載する事項の一部または全部が記載されていないもの
 - エ 記載されている内容に虚偽の事項があることが判明したもの
 - オ その他、審査結果に影響を与える不正な行為が行われたもの
- (2) 参加者は、参加申込書【様式1】の提出をもって本公告の内容を承諾したものとみなす。
- (3) 参加申込書【様式1】を一度提出した者が参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式8】を提出すること。
- (4) 書類の作成及び提出に係るすべての費用は申込者及び提出者の負担とする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替や再提出は認めない。
- (6) 提出された書類は、提出期限以降については理由の如何を問わず返却しないため、市の責任において保管または処分するものとする。
- (7) 本プロポーザルにおいて入手した市の情報等を、本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。
- (8) 施設への問合せ（児童・生徒・教職員・施設利用者・施設管理者や周辺への聞き取り調査を含む）及び無断の現地調査は、一切禁止とする。
- (9) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議申立ては認めない。
- (10) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (11) 詳細は実施要領による。

1 2 問合せ先

〒329-2165

矢板市矢板106-2

矢板市教育委員会 教育部 教育総務課 管理担当

電話 0287-43-6217

メール kyouiku@city.yaita.tochigi.jp